

定 款

KaO

花王株式会社

花王株式会社定款

第 1 章 総 則

〔商 号〕

第 1 条 当社は花王株式会社と称し、英文では Kao Corporation と表示する。

〔目 的〕

第 2 条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。

1. 下記の製品の製造及び販売

- (1) 石けん、シャンプー、歯みがき及び入浴剤等のパーソナルケア製品
- (2) クリーム、口紅及びファンデーション等の化粧品
- (3) 洗剤、漂白剤、柔軟剤、糊剤及び掃除用具等のハウスホールド製品
- (4) 生理用品及び紙おむつ等のサニタリー製品
- (5) 食品、食品添加物及び飲料
- (6) 紙類、包装資材、日用雑貨品及び衣料品
- (7) ペットフード及びペットケア用品
- (8) 医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、動物用医薬部外品、農薬、肥料、飼料、試薬品及び化学薬品
- (9) 油脂、油脂誘導体、界面活性剤、高分子化合物、酵素及び香料等の化学製品
- (10) 情報電子機器及び家庭用電器製品

2. 衛生、美容及び健康に関する情報提供、サービスの実施及び指導並びにそれらの技術者の養成及び施設の経営

3. 情報システムの開発及び販売並びに情報処理及び情報通信に関するサービス

4. 一般貨物自動車運送業、貨物利用運送業及び倉庫業

5. 不動産の売買、賃貸及び管理並びに旅行業

6. 研修所及び宿泊施設の運営

7. 労働者派遣事業

8. 当社及び当社関係会社から発生する不要品の処理

9. 前各号の事業に附帯する装置、システム及びソフトウェアの設計及び製作並びにその技術の販売及び指導

10. 前各号の原料、製品及び副産物の輸出入

11. 前各号に附帯または関連する一切の事業

〔本 店〕

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。なお必要に応じ支店または出張所を設けることができる。

〔公告方法〕

第4条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

〔機関〕

第5条当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第 2 章 株 式

〔発行可能株式総数〕

第6条 当社の発行可能株式総数は20億株とする。

〔自己の株式の取得〕

第7条 当社は取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

〔単元株式数〕

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

〔単元未満株式についての権利〕

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売り渡しを請求する権利

〔単元未満株式の買い増し〕

第10条 当社の株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

〔株式取扱規則〕

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続は、法令または定款の定めのほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

〔株主名簿管理人〕

第12条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権

原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

〔定時株主総会の基準日〕

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。

〔招 集〕

第14条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

② 株主総会は東京都各区内においてこれを招集する。

〔議 長〕

第15条 株主総会の議長はあらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに当る。

〔電子提供措置等〕

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

〔決 議〕

第17条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

〔議決権の代理行使〕

第18条 株主は議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

〔選 任〕

第19条 取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める。

- ② 取締役の選任決議は累積投票によらない。

〔任 期〕

第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。

〔取締役会〕

第21条 取締役会は法令または定款の定める事項のほか当社の重要な業務執行に関する事項を決定する。

- ② 当社は会社法第370条の要件を満たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。

〔招集通知〕

第22条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除いてあらかじめ取締役会で定めた取締役が招集しその通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の場合適当な方法で通知をしたときはこの期間を短縮することができる。

〔代表取締役及び取締役会長〕

第23条 取締役会はその決議により会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

- ② 代表取締役は取締役会の決議にもとづき会社を代表して業務を執行する。
③ 取締役会はその決議により取締役会長1名を置くことができる。

〔取締役の責任軽減〕

第24条 当社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、その責任の原因たる事実の内容、その取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる。

- ② 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任については、取締役との間で、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負担するものとする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

〔選任、任期及び常勤監査役〕

第25条 監査役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める。

- ② 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会

の終結の時までとする。ただし任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

〔監査役会〕

第26条 監査役会は法令または定款の定める事項のほか監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

〔招集通知〕

第27条 監査役会は会日の3日前までに各監査役に対し通知を発してこれを招集する。ただし緊急の場合適当な方法で通知をしたときはこの期間を短縮することができる。

〔監査役の責任軽減〕

第28条 当社は監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、その責任の原因たる事実の内容、その監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる。

② 当社は監査役の会社法第423条第1項の責任については、監査役との間で、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負担するものとする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

〔事業年度〕

第29条 当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

〔期末剰余金の配当の基準日〕

第30条 当社の期末剰余金の配当の基準日は毎年12月31日とする。

〔中間配当の基準日〕

第31条 当社は取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。

〔剰余金の配当の除斥期間〕

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

以 上

	昭和23年 5月20日	昭和57年 6月29日
	昭和23年11月22日	昭和59年 6月29日
	昭和24年 2月25日	昭和60年 6月28日
	昭和24年 5月20日	昭和63年 6月29日
	昭和25年 5月30日	平成 3年 6月27日
	昭和25年11月30日	平成 6年 6月29日
	昭和26年 5月26日	平成 8年 6月27日
	昭和26年11月27日	平成 9年 6月27日
	昭和29年 7月30日	平成11年 6月29日
	昭和30年11月29日	平成14年 6月27日
変更決議	昭和31年 9月14日	平成15年 6月27日
	昭和33年11月28日	平成16年 6月29日
	昭和34年 5月29日	平成17年 6月29日
	昭和35年 5月30日	平成18年 6月29日
	昭和39年11月28日	平成19年 6月28日
	昭和43年 5月30日	平成21年 4月24日
	昭和45年 5月29日	平成21年 6月26日
	昭和47年 5月30日	平成24年 6月28日
	昭和49年 5月30日	平成27年 3月25日
	昭和49年11月29日	令和 2年 3月25日
	昭和50年 5月30日	令和 4年 3月25日
	昭和55年 6月27日	令和 8年 2月 5日